



00977

一部を次のように改正する。

別表第一第一号中(60)を(61)とし、(8)から(59)までを一つ繰り下げ、(7)の次に(8)として次のように加える。

(8) 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十四条第三

項の規定に基づく手数料

附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

#### 鳥取県告示第八百六十六号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、次の規約により鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、中部市町村共同施設管理組合及び北条町・羽合町・泊村中学校組合の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県東部広域行政管理組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項

の規定に基づき、鳥取県東部広域行政管理組合(以下「甲」という。)

は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十七年十一月一日から施行する。

鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、鳥取県西部広域行政管理組合(以下「甲」という。)

は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」とい

う。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

#### 附 則

この規約は、昭和四十七年十一月一日から施行する。

中部市町村共同施設管理組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、中部市町村共同施設管理組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

#### 附 則

この規約は、昭和四十七年十一月一日から施行する。

北条町・羽合町・泊村中学校組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、北条町・羽合町・泊村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

#### 附 則

この規約は、昭和四十七年十一月一日から施行する。

#### 鳥取県告示第八百六十七号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)の規定に基づき、鳥取県工業統計調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県工業統計調査要綱

## 一 調査の目的

この調査は、県内の製造業の実態を把握し、県民所得統計及び県行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

## 二 調査の範囲

この調査は、日本標準産業分類による大分類F製造業に属する事業所で、通商産業大臣が行なう工業統計調査の対象となるもののうち、従業者が四人から十九人までのもの並びに知事が分類別、経営組織別及び従業者規模別に抽出したものについて行なう。

## 三 調査事項

1 従業者が四人から十九人までの事業所については、次に掲げる事項について行なう。

- (一) 事業所の名称
  - (二) 事業所の所在地
  - (三) 経営組織
  - (四) 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の額
  - (五) 有形固定資産の現在高等
- 2 分類別、経営組織別及び従業者規模別に抽出した事業所については、次に掲げる事項について行なう。
- (一) 事業所の名称
  - (二) 事業所の所在地

## (三) 経営組織

(四) 製造品の出荷額等及びその県外取引額

(五) 転売品の仕入額及び販売額並びにそれらの県外取引額

(六) 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の額

(七) 営業経費及びその県外取引額

(八) 有形固定資産の現在高等並びに有形固定資産の取得額、建設仮勘

定及びそれらの県外取引額

## 四 調査の期日

この調査は、毎年十二月三十一日現在によつて行なう。

## 五 調査の方法

この調査は、通商産業大臣が行なう工業統計調査に付帯して行なうものとし、調査員が配付する調査票に申告者が所定事項を記入する方法で行なう。

## 六 市町村長に対する事務の委任

この調査の事務のうち、調査員の指揮監督並びに調査票の収集及び検査は、各市町村長に委任して行なう。

## 七 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後公表する。

## 鳥取県告示第八百六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規

00089

定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、七一九号	市 川 幸 延	昭和四十七年九月十二日
" 第一、七二〇号	臼 井 隆	"
" 第一、七二二号	江 口 敏 雄	"
鳥国業第一 二七二号	山 根 俊 一	" 二十日

鳥取県告示第八百六十九号

昭和四十七年十月十一日付で西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（馬徳地区は場整備）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地

西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十号

昭和四十七年九月四日付で赤碕町長から申請のあつた土地改良（帽子取地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十七年十一月六日から二十日
- 三 縦覧に供する場所  
赤碕町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十一号

昭和四十七年九月二十日付で江府町長から申請のあつた土地改良(貝田地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十二号

昭和四十七年九月二十日付で江府町長から申請のあつた土地改良(佐川地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十三号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(尾崎地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百七十四号

中山町長から申請のあつた町営土地改良(三谷地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第八百七十五号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（山田地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第八百七十六号

岸本町長から申請のあつた町営土地改良（吉長地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第八百七十七号

岸本町長から申請のあつた町営土地改良（久古地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第八百七十八号

大山町長から申請のあつた町営土地改良（赤松地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第八百七十九号

淀江町長から申請のあつた町営土地改良（白浜地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第八百八十号

淀江町長から申請のあつた町営土地改良（中繩手地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百八十一号

淀江町長から申請のあつた町営土地改良(東白浜地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百八十二号

昭和四十七年十月九日付で用瀬町長から申請のあつた別府地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第八百八十三号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年二月二十三日 鳥取県指令受都計第四十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字中高砂六五八一一及び六五九一五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町二丁目四〇番地

鳥取県酪農農業協同組合連合会

会長 亀尾忠治

鳥取県告示第八百八十四号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号(鳥取県収納代理金融機関の指

定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十七年十一月四日 鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社扶桑相互銀行 上井支店」を「株式会社扶桑相互銀行 倉吉駅前支店」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】